

○農林水産省告示第六百五十八号

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十八号)

(最終改正…令和五年十一月十日農林水産省告示第千五百二十一号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第八十二条(同令第七百七十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、園芸施設共済損害認定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

#### 園芸施設共済損害認定準則

#### 第一 組合等が行う損害の額の認定

1 組合等(農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号(以下「法」という。))第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。)は、法第三百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた特定園芸施設(法第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。)、附帯施設(同条第四項第一号に規定する附帯施設をいう。以下同じ。))又は施設内農作物(同項第二号に規

定する施設内農作物をいう。以下同じ。）が当該組合等の園芸施設共済に付されていること及びその損害が園芸施設共済に係る共済事故によって生じたものであることを現地において確認しなければならない。

2 組合等は、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）から法第三百三十条第三号の規定による通知を受けた場合において、その通知が原形を失った特定園芸施設（原形を失った附帯施設又は施設内農作物がある場合にあつては、当該附帯施設又は施設内農作物を含む。）に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず、前項の規定による確認（以下「現地確認」という。）に代えて、当該組合員等に、当該通知に係る特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の画像その他の必要な情報を電磁的方法（法第二十三条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供させ、前項に規定する事項を確認することができる。

3 組合等は、現地確認をした後、当該特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物につき次に掲げる事項を調査し、農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百六十条の規定により算定される損害の額（以下「損害の額」という。）を認定しなければならない。

一 特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の損害の割合

二 残存物の価額

三 賠償金等の有無及びその額

四 規則第二百五十六条第二項第一号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係にあつては、規則第六十条第二項に規定する特定園芸施設撤去費用額

五 規則第二百五十六条第二項第二号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係にあつては、規則第六十条第三項第一号に掲げる金額

4 前項第三号に掲げる事項の調査は、当該共済事故による損害を填補することを主たる目的として支払われるべき全額のものについて行うものとする。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定

1 都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）は、法第七十二条において準用する法第三百三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けた場合において、組合等が現地確認を行うときは、当該現地確認に立ち会わなければならない。ただし、損害通知に係る損害が僅少である場合は、この限りでない。

2 都道府県連合会は、組合等が第一第二項の規定により電磁的方法により提供された情報の確認を行う場合には、組合等から当該情報の提供を受け、同項の規定の例による確認を行うものとする。

3 都道府県連合会は、損害通知が多いことその他やむを得ない理由により、第一項本文の規定により組合等の行う全ての確認に立ち会うこと又は前項の規定により提供を受けた全ての情報の確認を行うことが困難である場合は、その一部を抽出して立会い又は確認を行うことができる。

4 都道府県連合会は、損害通知を受けたときは、第一第三項各号に掲げる事項を調査し、損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第三号に掲げる事項の調査には、第一第四項の規定を準用する。

#### 附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十一月十日農林水産省告示第千五百二十一号）

この告示は、公布の日から施行する。